消防計画

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

第１　目的及び適用範囲者の業務

　　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、当事業所に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

 　　なお、当事業所の管理権原の及ぶ範囲は　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の部分である。

第２　管理権原者及び防火管理者の業務

２　防火管理者

　⑴　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

⑵　火災予防の自主検査、点検の実施及び監督

⑶　消防用設備等の法定点検、整備及びその立会い

⑷　工事中の安全対策の確立

⑸　火気使用、取扱いの指導及び監督

⑹　収容人員の適正管理

⑺　従業員等に対する防火、防災教育の実施

⑻　管理権原者への提案や報告

　⑼　放火防止対策の推進

　⑽　統括防火管理者への報告

（※統括防火管理者が該当になる場合）

１　管理権原者

 ⑴　管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、最終的な責任を負う。

⑵　管理権原者は、建物構造の防火上の不備や消防用設備等の不備欠陥が認められた場合は、速やかに改修する。

⑶　管理権原者は、権利権原が及ぶ範囲の避難上必要な通路、階段、出入口等について、適正に維持管理する。

１　日常の自主検査

別表１「日常自主検査表」により、定期的に実施する。

２　消防用設備等の自主検査

別表２「消防用設備等自主検査表」により、定期的に実施する。

**第３　火災予防上の自主点検**

　第４　消防用設備等の点検及び報告

１　機器点検は６か月ごとに実施し、総合点検は年１回実施する。

２　点検結果は防火管理者が管理権原者に報告し、不備事項等があった

場合には速やかに改修する。

３　点検結果は、防火管理維持台帳に保存する。

４　消防法第１７条の３の３に基づき点検の結果を「消防用設備等点検結果報告書」により（１年・３年）

に１回　　　　　消防署長に報告する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防用設備等の名称 | 機器点検 | 総合点検 |
|  | 　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |
|  | 　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |
|  | 　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |
|  | 　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |
|  | 　　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |
|  | 　　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |
|  | 　　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |
|  | 　　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |
|  | 　　　　　月、　　　　月 | 　　　月 |

　第５　防火対象物の点検及び報告（該当する場合）

　　防火対象物点検の義務を有する場合は１年に１回点検を行い、その結果を「防火対象物点検結果報告書」により　　　　　消防署長に報告する。

１　防火管理者は、地震による建物の外壁、広告物などの剥離、落下を防止するとともに、建物内の物品の転倒防止措置を講じる。

２　震災に備えて、次の物品を備蓄する。

（飲料水、非常用食料、懐中電灯、携帯用ラジオ、医薬品、応急復旧用工具等）

３　地震発生時は、次の行動をとる。

⑴　自らの身の安全を確保することを最優

先とする。

⑵　地震発生時は、揺れが収まった後、速やかに火気等の使用を停止する。

⑶　負傷者が発生したときは、応急救護を行い、自衛消防隊長に知らせる。

⑷　自衛消防隊員は、要救助者等の検索を実施し、資機材等を活用して救助にあたる。

⑸　テレビ、ラジオなどによる地震に関す

る情報の把握に努めるとともに、広域避難場所等への避難に際しては、事業所内の全員で行動する。

第７　避難施設及び防火施設の維持管理

　第６　地震対策

１　避難階段、廊下などには、物品を放置しない。

２　防火戸、防火シャッターなどは、閉鎖障害がないように維持管理を徹底する。

３　消防用設備等の周囲には、操作の障害となる物品を放置しない。

　第８　放火防止対策

１　建物周囲にダンボール等の可燃物を放置しない。

２　常時監視のできない倉庫などは、施錠をする。

３　休日、終業時など無人となるときには、出入口は必ず施錠をする。

　第９　工事中の防火管理

１　防火管理者は、工事者に工事計画書を提出させ、必要な場合は工事に立ち会う。

２　防火管理者は、工事者に火気管理責任者を指定し、掲示させ、喫煙場所を指定する。

３　防火管理者は、工事者が溶接、塗装、危険物の持込みの際は、事前に報告させる。

４　放火防止に努めること。

　第１０　防火・防災教育

　第１１　火気設備の管理

１　ボイラー室、電気室、消火栓ポンプ室等には、不要な物品を放置しない。

２　暖房器具、ガスこんろ等の付近には、可燃物を置かない。

３　喫煙は、喫煙場所で行い、吸殻は水などで確実に消火する。

防火・防災教育は次のとおり実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 防火・防災教育 | 年　　　回 |
| 自衛消防訓練 | 　　月、　　月　年　　　回 |

　第１２　避難経路図の掲示

建物利用者に周知可能な場所に避難経路図を掲示する。

避難経路図は別添による。

　第１３ 必要書類等の保管

防火管理者は、消防機関に申請、報告又は届出をした書類及びその他防火管理業務に必要な書類等について台帳を作成し、整備、保管する。

１　防火管理者選任（解任）届出書、消防計画作成（変更）届出書

（※統括防火管理者が該当になる場合）

※統括防火管理者選任（解任）届出書の写し

※全体についての消防計画作成（変更）届出書

２　消防用設備等設置届出書の写し

３　消防用設備等検査済証

４　消防用設備等点検結果報告書の写し

５　本計画に基づき、次の事項の状況を記載した書類

⑴　火災予防上の自主点検状況

⑵　避難施設、防火上の構造の維持管理状況

⑶　定員管理、収容人員の管理状況

⑷　防火上必要な教育の実施状況

⑸　消火、通報及び避難等の訓練実施状況

⑹　工事中における火気取扱の監督状況

６　消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表

７　その他防火管理上必要な書類

　第１４　自衛消防隊の編成及び火災発生時の任務

氏名

　自衛消防隊の編成と任務は次のとおり。

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

任務

任務

任務

任務

防火管理業務の委託について　　委託あり　・　委託なし　　　　　　受託者：

委託する場合は別表の管理表によって管理する。　　　　　　　　　　連絡先：（　　　　）

　第１５　防火管理業務の一部委託について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検実施区域 |  | 点検実施者 |  | 防火管理者 |  |
| 日 | 曜　日 | 点検項目 | 防火管理者確認欄 |
| 防火戸及び防火シャッターの閉鎖障害が無いか | 出入口付近及び階段室内に物品存知が無いか | 廊下及び通路の幅員を確保出来ているか | 天蓋及びグリスフィルターの清掃は出来ているか | 電気器具の配線は老化、損傷をしていないか | 喫煙場所の灰皿内の吸殻、火種の管理は適正か | 共用部分の可燃物の整理整頓が出来ているか | 適正に火気管理（退社時を含む）が出来ているか |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

日常自主点検表　　月分

別表１

良好：〇　　不備あり：×　　即時改修：●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検実施区域 | 消防用設備等自主検査表 | 点検実施日 |  | 点検実施者 | 別表２ |
| 消火器 | 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。　 | 　 |
| 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 | 　 |
| ホースに変形、損傷、老化等がなく内部に詰まりがないか。 | 　 |
| 屋内消火栓 | 扉は確実に開閉できるか。　 | 　 |
| ホース・ノズルが接続され、変形・損傷はないか。　 | 　 |
| 表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー | 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 | 　 |
| 送水口の変形及び操作障害はないか。 | 　 |
| ヘッドの変形はないか。 | 　 |
| 制御弁は閉鎖されていないか。　 | 　 |
| 自動火災報知設備 | 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 | 　 |
| 受信機の周辺に操作障害となる物がないか。 | 　 |
| 用途変更・間仕切り変更による未警戒部分がないか。 | 　 |
| 感知器の破損、変形、脱落はないか。 | 　 |
| 非常ベル | 表示灯は点灯しているか。 | 　 |
| 操作障害となる物がないか。 |  |
| 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 | 　 |
| 放送設備 | 電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 | 　 |
| 試験的に放送設備により、放送ができるか。 | 　 |
| 避難器具 | 格納場所付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 | 　 |
| 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。 | 　 |
| 開口部付近に、書棚・展示台等が置かれ開口部をふさいでいないか。 | 　 |
| 誘導灯 | 誘導灯の周囲には視認障害となる物がないか。 | 　 |
| 変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 | 　 |
| 不点灯、ちらつき等がないか。 | 　 |
| 連結送水管 | 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 | 　 |
| 送水口の周囲には、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 | 　 |
| 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 | 　 |
| 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 | 　 |
| 表示灯は点灯しているか。 | 　 |
| （備考）　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告すること。 | 防火管理者確　認　印 | 　 |
| （凡例）　○・・良　　×・・不備・欠陥　　●・・即時改修 |